

事業者の皆さんの困りごと・悩みの相談窓口と支援

■ 府中市事業継続応援給付金 市

国の持続化給付金の対象外の事業者で令和2年1月から12月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した月がある場合の申請に対して給付します。

給付額 一律20万円

注意事項 ▶前年同月比50%以上が1度でもある場合は国の「持続化給付金（上限：中堅・中小企業、小規模事業者は最大200万円、個人事業者は最大100万円）」の申請が可能なため、給付金の申請はできません。
▶給付金の申請は1事業者につき1回のみ
▶給付金交付後に国の持続化給付金を受けた場合は遅滞なく市に申出をし、給付金を返還すること

対象 次の条件を全て満たす者

▶国の持続化給付金の対象でない者
▶市内に主たる事業所（本社・本店）を有する法人または個人
▶直近の事業年度の売上高が240万円以上①
▶令和2年中において前年同月比の売上高が20%以上50%未満減少した月があること②
▶延滞金を含む市税の滞納がないこと
▶大企業ではないこと。大企業とは中小企業基本法第2条第1項に該当しないもの

問）市役所商工労働課商工振興係（☎43-7190）

●平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に市内で事業を開始した者は①、②の条件は除く。

必要書類

▶府中市事業継続応援給付金交付申請書兼請求書
▶完納証明書の写し
▶直近の事業年度の売上が分かる書類の写し③
▶平成31年、令和元年において申請する日の属する月の前月までの売上が分かる書類④
▶市内に本店または主たる事業所などを有することを証する書類の写し
▶誓約書
▶通帳の写し

※対象の●に該当するものは事業開始時期が分かる書類と③④を除く書類

申請方法 必要書類を申請先に提出してください。

申請先 市役所商工労働課商工振興係

申請期限 令和3年2月27日（土）

■ 水道料金および下水道使用料の支払猶予 市

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少したなどにより、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な場合、申請により納期限を最長4か月猶予します。

対象 上水道および下水道使用者で、一時的に

水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった法人

必要書類 なし

申請方法 電話・窓口での口答申請

申請先 市役所上水下水道課庶務係

問）市役所上水下水道課庶務係（☎43-7168）

■ 新型コロナウイルス対策マル経融資 国

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引き下げが実施されます。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、

設備資金で4年以内に延長されます。

また、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現します。

詳細は、お問い合わせください。

問）日本政策金融公庫福山支店（☎084-922-6550）、府中商工会議所（☎45-8200）、上下町商工会（☎62-3504）

■ 府中市小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）利子補給 市

市が最大6年間の利子補給を行います。

新型コロナウイルス対策マル経融資を利用した事業者は借入れから3年間実質金利0%、更に4～6年目実質0.71%になります。

借入れから3年間は新型コロナウイルス対策マル経融資基準金利1.21%から国が利率0.9%を低減します。

さらに国または市が0.31%利子補給することにより実質0%になります。

借入れから4～6年目は利率低減期間が終了し基準金利1.21%に戻るため、最大0.5%を市が利子補給します。

※基準金利は変動することがあります。

対象 次の条件を全て満たす者

▶市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者
▶府中商工会議所または上下町商工会の推薦を受け、令和2年3月17日から実施された新型コロナウイルス対策マル経融資を受けた者

▶延滞金を含む市税の滞納がないこと

必要書類・申請方法 申請先に相談してください。

申請先 府中商工会議所、上下町商工会

問）府中商工会議所（☎45-8200）、上下町商工会（☎62-3504）

■ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 国

新型コロナウイルスの影響により、一時的に業況悪化をきたしている人に特別貸付があります。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げが実施されます。据置期間は最長5年です。

また、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現します。

詳細は、お問い合わせください。

問）日本政策金融公庫福山支店（☎084-922-6550）

■ 特別利子補給制度（実質無利子） 国

日本政策金融公庫などの「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」などか商工中金などによる「危機対応融資」により借入を行った中小企業者などのうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給が実施されます。公庫などの既往債務の借換も実質無利子化の対象になります。

詳細は、お問い合わせください。